別表三の二付表二　連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	（　　）

連結留保税額の個別帰属額の計算

連結個別留保税額 (8)＋(9)＋(10)	1	円	連結留保税額 （別表三の二「8」）	3	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 （各連結法人の(1)の合計額）	2		連結留保税額の個別帰属額 (3)×(1)/(2)	4	

連結個別留保税額の計算

年3,000万円相当額以下の金額 ((23)又は(3,000万円×12/12)のいずれか少ない金額)	5	円	(5)の10％相当額	8	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((23)－(5))又は(1億円×12/12－(5))のいずれか少ない金額)	6		(6)の15％相当額	9	
年1億円相当額を超える金額 (23)－(5)－(6)	7		(7)の20％相当額	10	

基準個別留保金額の計算

当期留保金個別帰属額の計算	個別留保所得金額 （別表四の二付表「56の②」）	11	円	住民税額の計算	別表一の二(一)「5」＋「7」のうち帰せられる金額	24	円
	連結法人間配当等の当期支払額	12			個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	25	
	連結法人間配当等の当期受取額	13			連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((24)＋(25)－(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「10」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十八)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十三)「25」－別表六の二(二十四)「9」)	26	
	前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) （前期の(15)）	14					
	当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	15			連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((24)＋(25)－(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(四)付表「13」－別表六の二(五)付表「8」－別表六の二(六)付表「6」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「10」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十四)「11」－別表六の二(十五)「11」－(別表六の二(十六)付表三「1」＋「17」＋「21」)－別表六の二(十八)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十)付表二「14」－別表六の二(二十一)付表「6」－別表六の二(二十二)「16」－別表六の二(二十三)「25」－別表六の二(二十四)「9」)	27	
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	16					
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額	17					
	住民税額 (33)	18			住民税額 ((24)又は((26)又は(27))のいずれか多い金額)×16.3％	28	
	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額 （別表十七(三の十二)「9」）	19			特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 （特定寄附金の額の合計額）×20％	29	
	法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (17)＋(18)－(19) （マイナスの場合は0）	20				((26)又は(27))＋(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)＋(別表六の二(二)付表「18」)	30	
	当期留保金個別帰属額 (11)＋(14)－(15)＋(16)－(20)	21				調整個別帰属地方税額に係る控除額 [((24)又は(30)のいずれか多い金額)×16.3％]×20％	31	
留保控除個別帰属額 （別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0）		22				住民税額から控除される金額 ((29)又は(31)のいずれか少ない金額)	32	
基準個別留保金額 (21)－(22)		23			住民税額 (28)－(32)		33	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）